

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会的那谷屋正義でございます。

私の方からは、独立行政法人消防研究所の解散法案について主に質問をさせていただきたいと思います。

大臣が本院の予算委員会への出席ということもございまして、それに配慮させていただいて、当初考えておりました質問の組立てからはちょっと据わりの悪いものにもなりますけれども、総務大臣としての責任、見識等が厳しく問われている課題に絞って四問ほどお尋ねをしたいと思います。

去る三月の七日でありましたけれども、民主党は衆参の総務委員で、本法案にかかわる独立行政法人、今、同僚の蓮舫委員の方からもありましたけれども、情報通信研究機構そして消防研究所を訪問しました。情報研究機構の方では、日本の標準時、世界の標準時が、私たちがこれまで教科書で習ってきたいわゆる明石だとかグリニッジ天文台ではないというようなことが今更初めて分かったということで、大変勉強不足である自分に恥ずかしいなと思いながらも、でも、しかしこれからの教育にそういうことをきちっとやっていかなきゃいけないんじゃないかなということもすぐ思った次第であります。三鷹にある消防研究所を訪問しまして、特に現場の様子や役員、そしてそこに働く人々の実態を見てまいりました。そうしたことを踏まえながらお聞きしてまいりたいと思います。

大臣が三月十四日、本委員会において、三つの私的懇談会の在り方にかかわるやり取りの中で、具体的なアクションプログラムとか制度とかつくる場合は、できるだけやはり現場の分かる関係者に入らせていただいて議論するというのが私は良い方法だと思います。ただ、大きな方向等々については、ともすればこの利益相反が生ずるような当事者ではなくて、独立した中立的な専門家にお集まりいただく方がよいのではないかというのが私の思いであります。もちろん、その場合も現場の意見は聞かなければなりませんというふうにお答えになっているわけであります。

この尺度からすると、今回の消防研究所の見直し過程はどう評価をされるのか。それにしても、とんだ遠回りをしての総務省への復帰だなというふうに思わざるを得ないわけありますけれども、各省横並びで最低一つは独立行政法人に必要に迫られたわけでありまして、小さな世帯の旧自治省には消防研しか該当組織がなかった、このため消防研を供さざるを得なかったてんまつに事の遠因が見て取れるのではないかというふうに思います。やはり、このような機械的な割当て手法には孤塁を守ってでも断固抗すべきであったのだというふうに思うわけあります。

消防研は、研究に携わる他の独法とは異なり、災害発生直後から初動し、生命や身体に危険が及ぶ可能性が高い第一線において消防庁や所轄消防署、警察機関などと一体となった活動を求められる場合が多いわけあります。この実態からしても、国家公務員型の組織であること、あり続けねばならないことは常識の範疇に当たることわりと言えるのでは

ないでしょうか。ならば、当然の帰結として、人身御供として出された独法化自体が間違いだったことになる。弁解とは無縁な見解を問いたいというふうに思うわけであります。同時に、結果責任として、かかる不細工、不格好な経緯等を持つ法案の提出に至った不明は率直に反省すべきではないかというふうに考えますが、併せて確たる答弁をお願いいたします。

○国務大臣（竹中平蔵君） まず、那谷屋委員には、今日の予算委員会出席のことで大変御迷惑をお掛けすること、おわびを申し上げます。

実は、冒頭委員おっしゃいましたけれども、私も標準時というのは明石で計っているというふうに思っております、私自身も不勉強であったというふうに思っております。

お尋ねの件でございますけれども、平成十八年度の消防研究所の独法化に当たりましては、これは、試験研究機関は特別なものを除き原則として独立行政法人化を図るという、その行革会議の最終報告の方針を受けまして、やはり柔軟な法人運営によって産学官連携の推進を図るということを目的として独立行政法人化を行ったというふうに承知しております。その上で、消防研究所は、火災等の災害時的確かつ迅速な対応、そして火災原因調査権限を担うという任務、役割を踏まえて公務員型として設立をしたということだと思えます。

一方で、平成十六年に行いました独法の五年に一度の組織、業務の見直しに際しましては、これは先ほど言いましたように、研究開発法人については原則として非公務員化するとの政府の方針が示されましたために、消防研究所と密接に意見交換するなど、これは正に委員御指摘のように現場の意見をしっかりと聞きながら、最終的に国に統合するという判断を行ったものでございます。

災害発生直後から初動し、これもまあ、このことも委員御指摘くださいましたけれども、消防庁長官の指揮命令の下、消防庁、消防機関と一体となって活動して国の危機管理体制の一翼を担う、これが消防研究所の大変重要な役割でございますから、これを考えますと、他の研究開発法人のように非公務員化することは不相当であるということから今回国に統合することとしたものでございます。

○那谷屋正義君 五年間やってみて、それでもって元のさやに収まることの方がベターだというふうな考え方だというふうに思うわけでありますけれども、そういう施策も可能であれば、昨日本会議で私、質問しましたけれども、子供たちの場合にはそれがとても取り返しが付かないということもあるわけで、やはりできるだけこういうことは避けていかなければいけないのではないかというふうに思うわけであります。

消防研究所の見直しに当たっては、自民党の行政改革推進本部等からは、非公務員化か、さもなければ五割目途の削減を条件とした国の機関かという問答無用的な選択を迫られ、消防研の人員大幅削減を受け入れざるを得なかったというふうに聞くところであります。

この不幸な結末によって、消防研が消防、防災に果たしてきた役割が大きく損なわれることを私は心配します。しかも、人員の五割削減は、それぞれの業務を精査して出した数字ではなく、文科省所管の防災科学技術研究所との統合を断ったがために自民党が押し付けたものとの説も巷間伝わってくるわけであります。

職員を削減する必要性と五割の根拠について明快な答弁をお願いいたします。

○国務大臣（竹中平蔵君） 政府の行政改革推進本部におきまして、消防研究所の国への統合に際しては、これは行政効率化、これを徹底して見直して運営をしていってほしいというようなお話がございました。

移行する要因については、我々としては、効率化の観点からこの五割削減というのが研究機能の維持のためのもうぎりぎり可能な数字だと。研究機能をしっかりと維持したいと、そのために、とにかく削減しろという要望あるわけですがけれども、これがぎりぎりの数字だということ判断をしたつもりでございます。

行政の効率化実施の観点から、その意味では要員数をできるだけ圧縮して、そして事務管理部門の合理化を図る。そして、消防研究所が果たす機能の維持確保は、この研究スタッフを、しかるべき研究スタッフの量、質を確保することによって可能であると判断をしまして国への統合を決断したものでございます。

国への統合に当たりましては、新たに設置をいたします消防研究センターが円滑に運営できるように我々としては適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 ところが、まあ、ところがといいますか、昨年十二月に開かれました総務省の独立行政法人評価委員会では、消防研究所の業績について高く評価する一方で、ダブルAとかAとかがもうほとんどで、学校の通信簿でいっただらば四と五ばかりという、そういう評価であります。仕事に比べて大変人員が少なく、むしろ組織の拡大と予算面での増大が求められるという方向で検討を進めるべきだというような報告が何回かなされたとしています。何より同評価委員会は、消防研の見直しに当たって、国家公務員型組織として、災害、事故への対応が十分できるよう充実強化すべきとの見直し素案までも承認しているわけであります。

さらに、近年、国家公務員の定員削減が叫ばれる中であっても、食品安全委員会の設置や警察官の増員など、国民の安心、安全に関する分野については定員削減の例外扱いが行われてきたところであります。にもかかわらず、消防研を解散するとともに、職員数を二分の一とした理由は一体何なのか。世間の常識では、消防機能の強化と研究体制の強化、すなわち研究員等の増員は正比例の関係にある。この道理についてここで付け加えざるを得ないのは大変残念であります。

わけても理解できないのが、提案理由の理屈立てであります。消防機能の強化を図るため、消防研を廃止して、その事務を国が引き継ぐという論理構成になっている問題であり

ます。要は、特定独法の消防研は、消防機能の強化には何の役にも立たなかった、国が肩代わりするならば半分の人員で十分だというような、まあ厚かましさをここに極まる断を下したことになるわけでありまして、憤りを乗り越してむなしささえ覚えるわけがあります。併せて納得のできる答弁をいただけたらと思います。

○国務大臣（竹中平蔵君） 厚かましさという厳しい御指摘をいただきましたが、決してそういう厚かましい気持ちではございません。

是非御理解をいただきたいのは、必要な人員を考慮すべき、これ評価委員会のお言葉、それは大変我々にとっても是非強化したいというふうに思ってきたところでございます。消防機能のやはり強化を全体をスリム化する中でいかに果たしていくかということについては、我々なりに真摯に取り組んできたつもりでございます。

統合に当たりましては、国家公務員の定員を厳しく抑制する必要があるという認識の下で、事務管理部門については一定のスリム化を図る、しかし研究については、正に近年の災害の大規模化、多様化等を踏まえて、国として災害時対応の強化が求められる研究分野に重点化するという、そして研究開発予算についても、予算の額についても独法のとときと実質的に同程度確保するという、そうすることによって機能が落ちないように、さらにはいろんな連携で機能が強化できるように我々としても知恵を絞ったつもりでございます。

その強化に関して申し上げますと、消防庁の科学技術戦略の企画を担う組織として新たに消防技術政策室を設置いたしますけれども、そことしっかりと連携をしまして、災害時対応等に関する政策でありますとか、消防機関の現場活動への反映等を可能にすることなど、そうすることで国の消防研究機能の強化を全体として図ったつもりでございます。

また、国への統合に当たりましては、高度研究機能とその研究、まあ研究と教育というのは表裏一体でありますから、それとの相乗効果を発揮するために、全国消防機関の幹部教育訓練機関であります消防大学校の内部組織として消防研究センターを設置することにしたわけでございます。

地方の現場のニーズの把握、そして実践的な研究成果の地方への普及、そういう点を通して、我が国全体の消防の科学技術開発のレベルアップを通じて消防機能強化を是非図ってまいりたいというふうに思っております。

○那谷屋正義君 通常、先ほども申し上げましたけれども、人が半分になってしまうということは、普通ですとこれは、半分切ってもできた仕事なんだということになれば、元々それ本当に必要なのかなというぐらい疑問がわくような、そんなような状況になっているんだというふうに思うわけありますから、そのところはひとつ、今までの研究内容、そしてこれまでに果たしてきた役割を損なわないように是非やっていただかなければいけないというふうに思うところでございます。

独法制度は中央省庁等改革の一つの柱として導入された制度であります。その特徴は、明確な目標設定と結果の評価、弾力性のある財務運営、組織・人事管理の自律性を高めた機動的、弾力的な運営、組織及び運営状況の透明化などにあるとされてまいりました。

また、我が国の独法がイギリスのエージェンシー制を参考にしてつくられたことは周知の事実であります。公共部門に市場をつくり出し、政策立案機能から執行機能を分離し、業績評価を行うなどの基本的な点では両者は共通をしています。ただし、多くの人が指摘をするように、明確な差異もございます。

その第一は、イギリスのエージェントは行政組織内に存在するのに対して、我が国の独法は行政組織から制度的に分離されていること。二つ目は、イギリスの場合には効率化とサービスの質向上が目的であるのに対して、日本で、我が国での最大の動機付けが減量、スリム化にあったということでもあります。まあ我が国でも効率やサービスの質向上、透明性の確保が目標とされていることは承知をしているところでもありますけれども。そのほかにも、国会に対する報告義務が課せられていない枠組みも大きな違いではないかと考えているところであります。

これらの差異の功罪にかかわる識者の分析のみならず、新聞報道等によっても、例えば、相変わらず常勤役員に占める天下りが高い水準を示している、天下り公益法人との間で契約が集中している、国家公務員よりも高い給与水準である等々が指摘をされているわけがあります。これらの指摘にまつまでもなく、思い返していただきたいことがあります。

元々、特殊法人等から移行した独法については、特殊法人等整理合理化計画において、事業の徹底的な見直しをまず実施し、なお維持継続すべきと判断された業務、法人についてのみ独法化することとされたはずであります。第二陣として控えている特殊法人からの独法移行グループの見直し等にかかわる大本をどこに据えようとされているのか、確たる答弁をいただきたいというふうに思います。

○国務大臣（竹中平蔵君） 特殊法人等から移行して設立された法人、これの中期目標期間の終了時期というのが、平成十八年度以降ですね、委員御指摘のように初めて到来することになります。ここは我々にとっても大変重要なポイントであると思います。

これらの法人につきましては、昨年十二月に閣議決定されました行政改革の重要方針におきまして、官から民への観点から正に事業、組織の必要性を厳しく検討し、そして廃止、縮小、重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなっている国の政策についてもその必要性にまでさかのぼって見直しを行うというふうに行っているわけでございます。これによって国の財政支出のスリム化も可能になるわけでございます。

ここはもう、今申し上げましたように、その政策の必要性についてまでさかのぼってやるということで、十八年度の見直しを是非しっかりと推進してまいりたいと思っております。

○委員長（世耕弘成君） 那谷屋君、よろしいですか、大臣からは。

○那谷屋正義君 ここまでで大臣から答弁いただく質問を終わりますので、どうぞ御退席を。

○委員長（世耕弘成君） じゃ、大臣、御退席ください。

○那谷屋正義君 独立行政法人は、国民生活、社会経済の安定等の公共上の見地からその確実な実施が必要とされる事業のうち、国自らが主体となって直接実施しなければならないものではないが民間にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを行う組織として定義をされています。だからこそ、独法制導入の本旨、要諦は、まず情報開示の徹底と運営実態の透明化、それから事業内容及び政策目的の精査、政策・事業決定システムの見直しと、政官業癒着の解消、子会社、ファミリー企業の規制、天下り、渡り鳥の五つの規制にあったというふうに考えます。

この五つの検証の座標軸に照らして、今日までの消防研究所としての実績をどのように評価をされているのか、明快な答弁をお願いいたします。

○政府参考人（板倉敏和君） 消防研究所につきましては、独立行政法人通則法に基づきまして、情報公開による透明性を確保いたしますとともに、中期的な目標管理と、第三者評価によりの確に事業展開を図ってきたところでございます。

独立行政法人時代を通じまして、先ほどもお話ございましたとおり、業務の実績評価を行います総務省独立行政法人評価委員会におきましても、業務の効率化、質の向上、財務内容の改善、業務運営の改善等の四つの評価基準におきましていずれも高い評価を受けておるところでございまして、政官業の癒着ですとかファミリー企業の問題、天下りなどの御指摘の問題はなかったというふうに認識をしております。

また、近年の火災等の災害の複雑化とともに、研究活動を通じまして得られた知見を生かした緊急時対応が増加をしてきております。三重県のRDF爆発ですとか苫小牧の石油タンク火災など、特殊な災害におきます消防機関への支援を的確に実施をいたしますとともに、各種の火災など社会的影響の大きい火災に関する原因調査を実施するなど、国の危機管理体制の一翼を担う機関としての的確に活動してきたというふうに理解をしております。

○那谷屋正義君 今のお答えをいただきながら、先ほどの評価のすばらしい、高い評価というのを少し理解をすることでありますけれども、今回の五十六独立行政法人の見直しにおいては、国立公文書館等四法人を除いてほとんどの独法が非公務員化されることになりました。

ほとんどという持って回った言い方をするのは、まあ本消防研究所は解散法案があるか

らでありますけれども、なぜ、役割、機能論を純粹に追求するという立場から、消防研究所についてこれらの法人と同じく公務員型特定独法としてのあるべき組織維持を目指さなかったのでありましようか。是非お願いいたします。

○政府参考人（板倉敏和君） 消防研究所につきましては、先ほども大臣の答弁がございましたとおり、平成十三年度の独立行政法人化に当たりましては、試験研究機関は特別なものを除いて原則として独立行政法人化を図るという行政改革会議の最終報告の方針を受けまして独立行政法人化をしたわけでございます。

その上で、消防研究所が火災等の災害時には的確かつ迅速に対応しなきゃいけない、火災原因調査という強力な行政権限を担うというような、そういう任務や役割を踏まえまして、公務員型であればぎりぎり現状の期待された役割を果たせるということで独立行政法人化をしたということでございます。

他方、平成十六年に行いました独立行政法人の五年に一度の組織、業務の見直しに際しまして、研究開発法人については官民交流推進の観点から特に非公務員化を積極的に進めるという政府方針、政府全体の方針が示されまして、消防研究所はまあこの研究開発法人に当たるというふうに考えられておりましたので、政府の全体の方針の中から公務員型の独立行政法人としては存続することができないということになったわけでございます。

先ほどからも何度も話に出ておりますように、災害発生直後から消防庁等と一緒に現場に動いて一体となって活動をする、国の危機管理体制の一翼を担うと、こういう消防研究所の役割を考えますと、他の研究開発法人とはかなり異なったところがあるわけでございまして、他の法人のように非公務員化することは不適當であるということで国に統合をするということとしたものでございます。

消防研究所につきましては、公務員型の独立行政法人として存続はしないということでございますけれども、国の危機管理機能の強化という観点から、国自らの業務として国家公務員が直接実施をすべきということで国に統合するというところといたしてございます。

○那谷屋正義君 まあ先ほどから私の方で息巻くだけでは質問するかいがないというようなことで、ひとつここで提案型の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、世界標準の組織論からしてもむちゃくちゃな二分の一削減論、さっきの二分の一削減論でありますけれども、唯一成り立つかもしれない論法が、ちょっとここで提案をさせていただきたいと思っておりますけれども、それは、消防研究所を廃止するとしても、そのすべてを廃止するのではなくて、立入検査等の行政権能を行使する部門は国の機関に戻し、研究部門は大学や他の独立行政法人等と統合するという整合ある解体を図る発想でございまして。

この考えに立つならば、職員を二分の一に削減しつつも現行の消防研機能を発展継承できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（板倉敏和君） 消防研究所は、研究機関という性格を有しますとともに、災害発生直後から活動する機関ということで、行政権限の一部を行使する特殊な性格を有する独立行政法人ということは先ほども何度も述べたとおりでございます。

これらの緊急時対応ですとか行政権能の行使につきましては、科学的知見に基づく高度かつ専門性により裏打ちされるべき業務であるというふうに考えておりました、同じ研究員が日常の研究業務と一体で実施をすることによって初めて迅速かつ的確に実施できるものと考えております。

消防研究所の機能を維持するという観点から見ますと、御提案のようなこともあり得るのかも分かりませんが、私どもといたしましては、組織的に申しまして五十人、わずか五十人ちょっとという小さな組織でございまして、これを二つの機能に分けていくということは、実質的にかなりその機能全体を弱めてしまうというふうなおそれもございまして、消防研究所の機能を分離することは適当ではないというふうに考えたところでございます。

○那谷屋正義君 それについてはまた少し詳しくやっていった方がいいのかなというふうに思いますけれども、○四年の十二月、先ほどは昨年のお話でしたが、○四年の十二月に開催された総務省独立行政法人評価委員会の会議において消防庁審議官は、苦渋の選択ではありますけれども、国に戻ってきていただくということの方がよりベターではないかといった考え方をさせていただいたというのが消防庁内部の考え方でございまして、こう発言をされています。

であるならば、消防研究所に関して、中身あつての器という組織改革論の王道に基づくベストの選択がなぜできなかったのか。また、それは業務の形態が国民生活等の安定に直接著しい影響を及ぼすために特定独法とされた経緯にかんがみても、その理由は変わらざるを得なかったからとの認識だからなのでしょう、あるいは特定独法ではその任務を果たせなくなったとの判断に基づくものなのでしょうか。併せて明快な答弁をお願いします。

○政府参考人（板倉敏和君） 確かに、十三年の独立行政法人化以降に新宿区の歌舞伎町でビル火災がございました。これを受けまして、平成十五年の消防法一部改正によりまして、消防庁長官が自ら火災原因調査を行うことができるという制度ができたわけでございます。この調査の実施機関は消防研究所ということになりますので、事実上、消防庁長官の指示を受けて消防研究所が火災原因調査を行うというような制度が一つできました。

また、平成十五年の消防組織法の一部改正によりまして、緊急消防援助隊が制度化されました。この緊急消防援助隊が出動をいたしましたこれまでの例えば新潟の地震におきます妙見堰のケースでございまして、幾つかございまして、消防研究所も同時に出動をするというふうなことでございまして、そういう意味で、十三年以降、いろいろと消防研究所の役割も変わってきている、より重くなってきているというのも一つの事実でござい

ます。

と同時に、公務員型の独立行政法人として残すという選択肢があるのであれば、従来の十三年に公務員型独立行政法人にした経緯から申しまして、それは有力な選択肢としてあり得たというふうに思いますが、先ほどからも申し上げておりますとおり、研究開発は基本的には非公務員型にするんだということが政府の大きな方針、一つの仕切りでございまして、その中で種々検討した結果、こういう選択を行ったということで御理解をいただきたいと思えます。

○那谷屋正義君　なかなか、事情は分かりますが、理解に苦しむところかなというのが本音であります。

ちょっと話があちこち行ってしまいますけれども、本法律案の附則に、「この法律の施行の際現に研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、消防庁の相当の職員となるものとする。」というふうにございます。

この「相当の職員」としての扱いというのは、どのような考えに基づいて、また賃金や労働条件等に関連してどういう現実的な意義を有するものなのか、お答えをいただきたいと思えます。

○政府参考人（板倉敏和君）　この趣旨でございますけれども、統合に当たりましては、辞令を発しない限りではございますけれども、降格ですとか解雇などの職員に対する不利益な処分は基本的には行わないという趣旨から設けているものでございます。

消防研究所の現在の職員の構成でございますけれども、研究職員のうち退職される方以外につきましては、当然のことながら全員、新しくできます消防研究センターですとか消防庁の内部部局で採用するということになりますし、事務職員につきましても、これは定数は失効されたわけでございますけれども、これは総務省なり消防庁の全体の中で工夫をしたり努力をするということでそちらの方に受け入れるということを考えておりまして、必要な対応はしてまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君　今、総務省の中でというふうなお話がありましたけれども、消防大学の内部部局化に当たっては、数合わせではなく、統合のメリット等が果たされるようになっているのでしょうか。

○政府参考人（板倉敏和君）　実は、現在といいましょうか、これまでも消防大学校とこの消防研究所は同じ敷地の中にございまして、従来から、別組織ではございましたけれども、それなりの連携は取っていたというふうに理解をしております。ただ、今回、国へ統合するに当たりましては、消防大学校の一部局というふうにするによりまして、その研究開発というのを、広く地方団体の幹部候補生が集まる消防大学校で連携しながら普及

を図っていくということで、その研究の成果を全国的に広めていく、そういうことを努力をしていきたいということで、技術開発のレベルアップにつながるのではないかとこのように思っております。

○那谷屋正義君　今いただいた御説明を善意に受け止めたとしても、その消防研究所が消防大学校の内部組織となる必要性をどこに見いだせるのかというのが私にはまだ理解ができません。固い頭なのかもしれませんが、教育研修機関と研究機関の在り方からすれば、まず研究機関という幹あってこそその教育研修にかかわる有用性、機能性の発揮が可能になるという図式ではないかと考えるところであります。

財務省の財政総合研究所、内閣府における経済社会総合研究所など、他の省、府の例を挙げるまでもない、これが普通の姿ではないかというふうにも考えるわけでありますけれども、消防庁として望ましい研究機関と教育研修機関の在り方、かかわり方についてどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人（板倉敏和君）　今御指摘がございましたとおり、警察庁の警察大学校に併設されているセンターですとか、いろいろな例がございますし、財務総合政策研究所に研修部が附置をされているとか、いろんなケースがございます。そういう意味で、選択肢としては当然、従前のように消防研究所を独立の一つの附属機関として消防庁に付設するという選択肢があったと思います。

ただ、一つは、先ほど申しましたように、研究と講習といいましょうか、を併せて、よりその成果を上げたいというのが一つございましたし、全体としては、この定員の圧縮に見られますように、やはり行政のスリム化という観点から、新たな附属機関を一つ新設するということについては若干のいろんな議論もございまして、最終的にこういう形に落ち着いたということでもあります。

いずれにいたしましても、私どもといたしましては、この二つを一緒にしたということ、これをできるだけ前向きに、しっかりその効果が発揮できるように、今後運営に意を用いてまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君　やっぱり固い頭だとなかなか理解に苦しむのかなと。（発言する者あり）ああ、ああ、そうですか。なかなか、質問に対するお答えとしてなかなか相変わらず理解に苦しむ部分はございます。

しかし、時間の方も大分なくなってまいりましたのでもう少し質問を先に進めたいと思っておりますけれども、国民の安全に資する研究を主目的にする消防研究所に代表される研究機関の予算や人が最初に削られるというのはどう考えても順番が違うのではないかと。全国消防長会や多くの学会などから強く要望されているように、消防研が果たしてきた消防防災の基礎的な分野での研究推進の役割が損なわれることがあってはならないわけでありま

す。今後の消防防災にかかわる科学技術研究の在り方は、消防行政を所管する総務省の見識、構想力等が鋭く問われる課題でもあります。見解をお願いいたします。

○政府参考人（板倉敏和君） 消防研究所の国への統合に当たりましては、研究体制のスリム化の中で、研究分野の重点化ですとか研究活動予算の実質的な確保などによって、国として必要な消防に関する研究機能をぎりぎり維持確保したものと考えておりますが、一般の見直しは、御指摘のとおり、大変厳しい内容を含んでいるということも確かでございます。抜本的な事務の見直しですとか、総務省や消防庁全体としての対応の中で、知恵と工夫で何とか今後乗り切っていきたいというふうに思っております。

これから我が国の消防の在り方を考えた場合に、国民の安心、安全を求めるニーズが高まる一方で、火災などの複雑化、大規模化が進んでおりまして、このような中で必要な消防力を発揮していくためには、科学的知見に裏打ちされた的確な災害対応の実施、最先端の科学技術を活用した消防の高度化を図ることが不可欠であると強く認識をしております。国として必要な消防科学技術に関する研究の充実確保を図る道を模索してまいりたいというふうに考えております。

研究の成果は、災害からの被害を軽減するという形で必ず国民に大きな利益をもたらすと考えておりますので、今後とも、厳しい状況の中ではございますけれども、努力をしてまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 先ほど申し上げましたように、研究所の方、視察してまいりましたけれども、あの大きな工場のようなところに電車の車両一両ぼおんと置いて、そして、そこで火災発生の際の訓練ですとか、あるいは消火の仕方ですとか、あるいは先ほどお話がありました新宿の火災でしょうか、いわゆる煙突状態になっていく、そういうことに対する対応の仕方ですとか、本当にそういう研究が進んでいる、あるいは苦労されているなどという思いは本当に理解をしたところでありますけれども、そういう消防研究所に期待されてきた役割としては、最近ではいわゆる核そして生物、化学、つまりNBC兵器やテロ発生時の対応までという危険性や困難性が極大化する中での広がりを見せてきたとも言えるわけでありまして。

これらの拡大するばかりの対象範囲等も視野に入れつつ、望まれる日本の危機管理体制を展望するならば、今回の組織改編による影響をどのように認識し、かつ対応する用意がおりなのか、総務省の決意を最後にお聞きをし、質問を終わりたいと思います。

○政府参考人（板倉敏和君） 先ほど来申し上げておりますが、我が国の消防は市町村消防ということでございまして、一部の大きな消防本部を除きまして、研究機関を設けているところは少ないわけでございます。

そういう意味で、国としての消防研究の意義というのは大変大きなものがあるというふ

うに認識をしております。これまでも、消し方の分からない火災もありましたし、いつ余震が来るか分からないような状況の中で救助活動をする、その安全確保のために消防研究所がいろんな形で陰になって活躍をしてくれたというような実績もございます。

そういうことでございますので、近年のNBCテロですとか、特殊物質、危険物質等における企業災害等への対応ですとか、国民保護法制における武力攻撃事態等への対応に迫られているわけでございますけれども、最先端の科学的、専門的知見を必要といたしますので、そういうことで、消防大学校のカリキュラムを通じまして全国の消防本部の幹部に、幹部職員に消防研究センターがこれまで行ってまいりました研究の成果と専門的な知識、更にはノウハウを提供いたしまして全国的に展開をしていく、一方で、私どもとしましては、今後とも消防研究センターのその充実に一層努力をしてまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 終わります。